

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画変更年度	令和 3 年度
計画主体	福岡県遠賀町

遠賀町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産業振興課
所在地	遠賀郡遠賀町大字今古賀 5 1 3 番地
電話番号	0 9 3 - 2 9 3 - 1 2 3 4
F A X 番号	0 9 3 - 2 9 3 - 0 8 0 6
メールアドレス	sangyou@town.onga.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ（雄）、テン、カラス、カモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	福岡県遠賀町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目等	被害数値等
イノシシ	麦、大豆 農業用施設	1.08ha 175千円 ため池堤体、水路の掘削等
シカ	水稲、果樹、野菜	— ha — 千円
サル	果樹、野菜	— ha — 千円
タヌキ	果樹、野菜	— ha — 千円
アナグマ	果樹、野菜	— ha — 千円
アライグマ	果樹、野菜	— ha — 千円
イタチ（雄）	果樹、野菜	— ha — 千円
テン	果樹、野菜	— ha — 千円
カラス	水稲、野菜、果樹	— ha — 千円
カモ	麦	1.28 ha 234千円
スズメ	水稲、野菜	— ha — 千円
ムクドリ	果樹、野菜	— ha — 千円
ヒヨドリ	果樹、野菜	— ha — 千円

(2) 被害の傾向

町内の農作物に被害を及ぼす有害鳥獣は、主にイノシシである。イノシシは、大字別府、上別府、虫生津において、麦・大豆被害を及ぼしている。農家の自衛による電気柵や網の設置等も行われているが、イノシシの侵入を防ぐことはできず、被害を思うように防止できていない。また、山林の生息場所やエサ場の減少により、住宅周辺に出没して家庭菜園を荒らす等の被害も少なくはない。

カモについては、これまで被害の報告は少なかったが、29年度と30年度に連続して被害が発生したので、今後は被害防除に取り組む必要がある。

カラス、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ等の鳥類、シカ、サル等の大型哺乳類、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ（雄）、テン等の中型哺乳類は最近、町民から生活被害の相談が増えており、被害が本格的に拡大しないよう早急な対策が必要である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ 被害面積	1.08ha	0.98ha
被害金額	175千円	158千円
シカ 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
サル 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
タヌキ 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
アナグマ 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
アライグマ 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
イタチ（雄） 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
テン 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
カラス 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
カモ 被害面積	1.28ha	1.16ha
被害金額	234千円	211千円
スズメ 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
ムクドリ 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円
ヒヨドリ 被害面積	— ha	— ha
被害金額	— 千円	— 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町職員による追い払い等の現場出動。 ・ 駆除については、遠賀郡猟友会に依頼し計画的に数を減らす捕獲を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置された竹林のタケノコや、家庭から出る生ごみなどのエサとなるものの管理不足。 ・ 里地里山の荒廃による整備不足での緩衝帯の減少。 ・ エサとなる放任野菜、果樹等の増加。
防護柵の設置に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者及び生産組合が設置する電気柵や溶接金網の購入に対し、助成金(1/2以内)を補助 	

(5) 今後の取組方針

イノシシ

- ・ 捕獲については、猟友会等と協力し箱わなを中心とした計画的な捕獲を継続して実施する。
- ・ 個体数が把握されていないため、猟友会等と協力して生息状況調査を行い、箱わなを増設するなどの方法により捕獲を実施し、個体数の減少に努める。
- ・ 里地里山や放置竹林の整備等による野生動物を寄せ付けない環境整備に努める。
- ・ 放任野菜や果樹といったエサとなるものの管理や、被害防止対策等について、啓発の強化を行う。

イノシシ以外の対象鳥獣

- ・ 個体数が把握されていないため、猟友会等と協力して生息状況調査を行うと同時に、猟友会に捕獲を依頼して、個体数の減少に努める。
- ・ 里地里山や放置竹林の整備等による野生動物を寄せ付けない環境整備に努める。
- ・ 放任野菜や果樹といったエサとなるものの管理や、被害防止対策等について、啓発の強化を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

遠賀町鳥獣被害対策協議会において、広域的・計画的な捕獲対策等を協議しながら、猟友会等に計画的な捕獲を依頼する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2～4	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ（雄）、テン、カラス、カモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ	・箱わなを購入し適所に設置

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福岡県鳥獣保護管理事業計画や福岡県第二種特定鳥獣管理計画を厳守し、過去の捕獲実績等をもとに、被害軽減目標を達成するために捕獲計画数の設定を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
シカ	10頭	10頭	10頭
サル	10頭	10頭	10頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
アナグマ	30頭	30頭	30頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
イタチ（雄）	40頭	40頭	40頭
テン	10頭	10頭	10頭
カラス	100羽	100羽	100羽
カモ	100羽	100羽	100羽
スズメ	100羽	100羽	100羽
ムクドリ	100羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
町内全域において、鳥獣の種類等に応じてわなや銃、網を用いて必要最小限の期間で捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	(権限委譲済)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	溶接金網3,500m	溶接金網1,000m	溶接金網1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2～4	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、イタチ(雄)、テン、カラス、カモ、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> 生ゴミや放置菜園等、野生鳥獣のエサとなるものの管理などの住民啓発 放置竹林、荒廃森林等の整備により野生動物が近付かないような環境整備に取組む

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役割
折尾警察署	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導 有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止
福岡県八幡農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導
遠賀郡猟友会	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲
遠賀町産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲依頼 関係機関との連絡調整 被害防止対策有害鳥獣の捕獲依頼 被害状況、目撃情報の把握

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした鳥獣は、環境に配慮し埋設処理をする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

適切な処理施設、また流通ルートの確保ができていないことから、現在は有効な利用等には至っていない。また、町内で捕獲する有害鳥獣のみでは費用対効果の観点より、新規で加工処理施設を建設するような予定はない。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	遠賀町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
遠賀郡猟友会	捕獲に対する協力、助言、指導
北九州農業協同組合	農業者被害情報収集・提供
福岡県農業共済組合	農業者被害情報収集・提供
遠賀町	鳥獣被害対策協議会の連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
宗像遠賀保健福祉環境事務所	有害鳥獣の捕獲や被害防止等に関する総合的な助言
福岡県八幡農林事務所	有害鳥獣の農作物の被害防止等に関する総合的な助言
福岡県八幡農林事務所北九州普及指導センター	有害鳥獣の農業被害防止等に関する総合的な助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

法第9条に基づき、町職員（2名）による鳥獣被害対策実施隊を設置済み。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町と連携し、広域的な駆除体制の強化を図る必要がある。平成27年度に近隣市町及び委託先の遠賀郡猟友会と協議し、平成28年度より体制強化している（平成28年度は無線機25台の購入・登録等を実施）。令和元年度に箱わな（小型獣用）を購入し、中型哺乳類等の捕獲を強化している。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策において、福岡県及び関係機関との連携を図り被害の減少に努める。